

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年9月29日
【会社名】	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
【英訳名】	CHARM CARE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下村 隆彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 里見 幸弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 里見 幸弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年9月25日に開催しました第30回定時株主総会における議決権行使結果を金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年9月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

配当総額24,479,250円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年9月26日

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮し、適切な人材を広く招聘できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款に第30条（社外取締役との責任限定契約）及び第40条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設し、これに伴い条数を変更する。

なお、第30条（社外取締役との責任限定契約）の新設については、各監査役の同意を得ている。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、杉本安史氏を選任する。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役中島保之氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任するので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会に一任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

今般、コーポレート・ガバナンスを強化し、社外取締役の選任及び今後の役割拡大に備えるため、取締役の報酬額を年額100百万円以内から年額110百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 剰余金処分の件	10,576	2	0	（注）1	可決（99.98％）
第2号議案 定款一部変更の件	10,576	2	0	（注）2	可決（99.98％）
第3号議案 取締役1名選任の件 杉本 安史	10,569	9	0	（注）3	可決（99.91％）
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金 贈呈の件	10,552	26	0	（注）1	可決（99.75％）
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	10,554	24	0	（注）1	可決（99.77％）

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席した株主の一部の議決権行使結果により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算していません。

以 上